

特記仕様書(案)

- ①業務名：令和7年度 牧港補給地区拠点機能導入基礎調査業務委託
- ②履行期間：契約日の翌日から令和8年3月中旬頃
- ③位置：牧港補給地区および周辺エリア
- ④委託業務：牧港補給地区を中心とした既成市街地との一体的なまちづくりや新たな産業等の拠点機能の導入に関する広域的な観点を踏まえた実現方策及び課題等の検討業務

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、浦添市が発注する「令和7年度 牧港補給地区拠点機能導入基礎調査業務委託」に適用する。
- (2) 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、発注者と協議し決定するものとする。
- (3) 受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、発注者から了承を得なければならぬ。
- (4) 本業務にあたっては、本特記仕様書及び契約書、関係法令等を遵守し、また土木設計業務等共通仕様書（沖縄県土木建設部発行）に準じて実施するものとする。

2. 書類の提出

本業務の履行にあたっては、受託者は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時：着手届、行程表、業務計画書、技術者通知書
- (2) 完了時：完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

3. 業務の要件

- ・駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金交付要綱に基づく事業として実施する。
(本業務で取組む事業)
大規模跡地及びその周辺市街地を含む広域的な視点から実施する土地利用計画及び都市導入機能等に関する調査・分析・検討等の業務
- ・沖縄の駐留軍用地跡地の特性や背景を踏まえて業務に取り組むこと。

4. 業務内容

業務内容は、概ね次の通りとする。

【令和7年度】

跡地利用特措法第26条に規定される、国が跡地利用を積極的に支援する「拠点返還地の指定」に向けた取組みを行う必要がある。そのため、牧港補給地区を中心とした既成市街地との一体的なまちづくりや新たな産業等の拠点機能の導入について、広域的な観点から実現方策及び課題等の検討を行う。

- (1) 拠点返還地指定による拠点機能・施設の検討

- ①活用可能性のある公約制度の整理
 - ②拠点に求められる機能の精査
 - ③今後の課題の整理
- (2) 隣接する中心市街地と連続した拠点形成に向けた検討
- ①隣接する市街地の権利情報の整理
 - ②市街地整備事業を行う区域案（3パターン程度）の検討
 - ③市街地整備事業における事業手法の検討
 - ④市街地整備の進め方の検討
 - ⑤市街地整備を進めるにあたっての課題の整理

- (3) 牧港補給地区と連坦した自然・歴史資源の保全・活用に関する調査
- ①本地区周辺の歴史資源の現況と課題の整理
 - ②本地区周辺の歴史資源の保全・活用方策の整理

5. 打合せ協議

本業務においては、業務着手時、中間時（2回）、納品時の計4回を予定している。ただし、疑義が生じた場合においてはこの限りではない。

6. 成果品

成果品については、以下について提出するものとし、様式、表示方法及び編集については別途調査職員と協議の上、提出するものとする。

- | | |
|----------------|----|
| ①報告書 | 2部 |
| ②電子データ | 一式 |
| ③その他本業務に係る付随資料 | 一式 |

7. 資格等

管理技術者：技術士（建設部門：都市及び地方計画）及び土地区画整理士の資格を有する者で、かつ沖縄本島内に在住していなければならない。

8. 成果品の検査

受託者は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。

9. 関係者等との協議

受注者は、関係者等と協議を必要とするときは、誠意をもってこれに当り、議事録等を作成し、この内容を遅滞なく発注者へ報告しなければならない。

10. テクリスへの登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認お願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜

日、祝日、年末年始の閉庁日等(以下「閉庁日」という。)を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き15日以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1 1. 資料の収集

受注者は、業務上必要な資料については、関係官公署、企業等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

1 2. 打合せ

- (1) 設計業務着手時及び設計業務の区切りにおいて、打合せを行うものとし、その結果を記録し、発注者に提出しなければならない。
- (2) 打合せの際、受注者が協議事項一覧及び打合せ資料を作成し発注者へ提示する。
- (3) 受注者は、打合せ後速やかに打合せ記録簿を二部作成し、発注者及び受注者押印した打合せ記録簿を双方一部ずつ保管する。

1 3. 照査

- (1) 受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。
- (2) 受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。
- (3) 受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査しなければならない。
 - ・基本条件の確認及び比較検討の方法と内容について
 - ・成果品の整合性(報告書等)

1 4. その他

上記に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。）は、浦添市に帰属するものとする。

受託者は、当業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上、その指示に従い業務を進めること。なお、協議を怠って生じた損害は、すべて受注者の負担とする。
- (4) 業務に文献、その他資料を引用した場合、その文献、資料名を明記しなければならない。